



市民の声を市政に反映  
**杉森ひろゆき**  
 市議会議員 ニュース

杉森弘之後援会広報委員会発行  
**733号** 2018年11月13日  
 〒300-1235 牛久市刈谷町1-41-8  
 TEL・Fax : 870-0335  
 携帯 : 090-5587-7693  
 Mail : sugimori@max.hi-ho.ne.jp

## 教員の長時間勤務解消へ

# 市も勤務実態調査を

### 第3回定例会一般質問 ③-A

杉森議員は9月6日、牛久市議会第3回定例会で、①公共交通、②介護保険、③教員の過労死水準の勤務時間、について一般質問しました。今号では③のAを掲載します。

## 富山県で過労死

【杉森議員の質問】報道では、富山県内の公立中学校に勤務し、2016年夏にくも膜下出血で死亡した40代の男性教諭が今年4月、地方公務員災害補償基金（地公災）富山県支部に過労死認定された。地公災が認定した発症直前2カ月の時間外勤務は各120時間前後で、関係者の算定ではうち部活動指導が約7割に達していたといえます。



中学校も調査の対象になったのかどうか、どの学校だったのか、最初に質問します。

## 市は詳細な資料なし

【教育部長の答弁】当該調査については、県学校長会が各市町村の教育委員会を通さず、市校長会経由で独自に行ったもので、**県校長会としても詳細は非公開**とのことで、市教育委員会としても調査対象校及び内容について把握していません。

【杉森議員の質問】牛久市においては、市教委と市学校長会議として市内の公立小中学校13校の教職員の勤務時間に関する調査あるいはアンケートをこの間、実施したのかどうか質問します。

## 市は簡易調査のみ

【教育部長の答弁】市教育委員会としては昨年5月に長時間勤務に関する簡易聞き取り調査を行い、小学校で約3割、中学校で約7割の教職員が1ヶ月当たり80時間を超える超過勤務を行っている実態を確認しています。

【杉森議員の質問】私は昨年の6月議会で、市内の小中学校の教員の長時間勤務について一般質問しました。それから1年以上が過ぎましたので改めて質問いたします。牛久市においては、小中学校の教員の1日当たりの平均勤務時間はどのような状況でしょうか。先の茨城新聞によれば、県内の小中学校教員の勤務時間の内訳は、授業を除いて、成績処理・学年学級事務など(小学校2時間10分、中学校2時間30分)が小中ともに最も多く、いずれも国の調査より25分多かった。次いで、生徒指導(小学校19分、中学校1時間15分)、

## 茨城県でも平日12時間超

6/25付け茨城新聞によれば、茨城県内の公立小中学校の教員の多くが多忙感を訴えていることが、県教委と県学校長会が共同で実施した教職員の勤務時間に関するアンケート調査で分かりました。平日1日当たりの平均勤務時間は、**小学校11時間39分、中学校は12時間15分**で、いずれも全国調査を大きく上回っていたそうです。

## 県内80校で調査

調査は昨年の10月、県内の公立小中学校80校(各40校)の教員計240人を対象に実施したそうですが、県内44市町村であることを考えれば当然、牛久市内の小中学校も調査対象になったと考えられますが、牛久市の小

職員会議・研修など(小学校 50分、中学校 1時間 6分)と続いた。牛久市における、勤務時間の内訳としての**成績処理・学年学級事務、生徒指導、職員会議、部活動**などの時間はどのような状況でしょうか。

## 勤務時間のデータなし

**【教育部長の答弁】**1日の勤務時間と内訳については、前述の通り、県教育委員会と県学校長会が共同で実施した教職員の勤務時間に関するアンケート調査が非公開で、データがありませんので、お答えできません。

**【杉森議員の質問】**小学校で8割以上、中学校で6割以上の教員が土日曜でも家庭に仕事をもち帰り、自宅で校務を1時間以上行っている実態も浮き彫りになったとありますが、牛久市ではどのような状況でしょうか。

## 仕事持ち帰りのデータなし

**【教育部長の答弁】**前述したとおり、詳細な内訳は把握していません。

**【杉森議員の質問】**中学校では部活動が58分と多かったとありますが、牛久市ではどのような状況でしょうか。

## 部活動のデータなし

**【教育部長の答弁】**繰り返しの答弁になりますが、教員が部活動にどの程度の時間を使っているかについて把握していません。

**【杉森議員の質問】**今までの答弁の中で明らかになったことは、教員の実際の勤務状況について、詳しい資料がないということです。実際を知らずに対策を取るということは無理ではないかと思われませんが、市教委あるいは学校長会議とも協力して、**具体的な状況を調査する考えはないのか**伺います。

## 把握できるように検討

**【教育部長の答弁】**ただいま議員から指摘がありましたように、具体的な時間等の把握は、働き方改革を進めていく上で必要なことと認識しています。従いまして今後、市校長会とも協議をしながら、時間等の把握ができるように検討していきたいと考えます。

# 除染廃棄物の公共事業への 再利用を止めよう

## 被曝量基準の変更と同じ暴挙

原発事故被害者「相双の会」会報 NO.77

政府は福島県の除染で出た廃棄物を道路や防潮堤などの建設資材として再利用する方針だ。実際に**除染土壌で盛り土を築き、周囲の放射線量などを確認する実証事業**を、福島県南相馬市から始めた。

環境省は、放射性物質の濃度が一定の基準(セシウム濃度で1kg当たり8000Bq)を下回ったものは、道路や鉄道の盛り土、防潮堤などの建設資材として全国の公共事業で再生利用し、廃棄物の量を減らす方針。

実証事業では、一定の基準濃度を下回った廃棄物1000m<sup>3</sup>を使って実際に盛り土を築いた上で、周囲の放射線量の測定や大雨などの災害による土の流出対策などを数年間にわたって行い、再利用の安全性について確認することにしている。しかし「**仮置場3年、中間貯蔵施設へ30年、その後は福島県外へ最終処分場へ**」と約束したのに、許されることではない。自然界にないセシウム137は20年30年で消滅するものではなく、200年300年単位なのである。3.11事故以前から放射性廃棄物を再利用できる基準は1kg当たり100Bq以下と法律で決まっていた。それを80倍の8000Bq以下まで可能として実証事業をおこなうのは、1年間の被曝量の法定基準1mSv以下を20mSv以下に変えたのと同じ手口である。1mSv以下だと近隣県まで避難を余儀なくされることになるから、国が「緊急事態」の名のもとに無責任に変えたのだ。

しかし「緊急事態」は8年も続き、補償打ち切りで「帰還」を強いられている。廃棄物を安全に管理し放射性物質の影響を監視する態勢を、100年単位の管理を想定して考えなければならない。安易に廃棄物を全国にばらまくのは、絶対に許してはならない。狭い日本に52基の原発が稼働していたことを考えると、これから先不安でならない。